

平成24年分 **確定申告** が始まります

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

この申告は、事業経営者以外にもサラリーマンや年金受給者も対象となる場合があります。自分に申告が必要かどうかよくお確かめになって、必要な方はお早めに準備をしてください。

申告時期

2月18日（月）～3月15日（金）

※還付申告は、2月15日（金）以前でも相談及び申告書の受付を行っております。

受付会場

網走税務署または役場町民生活課税務係

確定申告が必要な方

1. 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
2. 外交員、集金人、検針員の方
3. 私塾などを経営している方
4. 給与の年収が2千万円を超える方
5. 給与所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
6. 複数の会社などから給与を受けている方

確定申告で税金が還付される場合があります

1. 多額の医療費（所得金額が200万円以上の場合には10万円以上）を支払った場合
2. 住宅ローンを利用して、マイホームを取得（新築、増築）した方
3. 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方 など

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 源泉徴収票（給与、年金など）
3. 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費の領収書
4. 還付申告の方は金融機関の口座番号
5. 税務署から申告書が送付された方はその申告書

今回の申告の主な改正点

▶生命保険料控除の改組

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）について、「介護医療保険料控除」が新設され、各控除の適用限度額は4万円、合計適用限度額は12万円とされました。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）もあり、新旧両方の適用を受ける場合の各控除の適用限度額は4万円、合計適用限度額は12万円となります。

（旧契約のみの適用を受ける場合は、各控除の適用限度額は5万円、合計適用限度額は10万円のままで。）

公的年金等の収入がある方の税申告について

平成23年分所得税から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となりました。（還付を受ける方は、申告が必要です。）

でも、町道民税は・・・

- ・所得税の確定申告は不要でも、医療費控除や寄附金控除などの控除がある場合は、町道民税の申告をすることにより、平成25年度の町道民税額が減額となる場合があります。
- ・公的年金以外の所得が20万円以下でも、町道民税の申告は必要です。

e-Taxのご利用について

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

平成24年分の所得税の確定申告を申告期限内にe-Taxで行うと、最高3千円の特別控除を受けることができます。（平成19～24年分の間でいずれか1回。）

※e-Taxのご利用には、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（ICカード）及びICカードリーダーが必要で

す。ご利用に当たっての手続き等については、

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご確認ください。

確定申告相談・納付相談を受け付けます

平日都合により来庁できない方や、役場まで来ることが難しい方のために、下記の日程で確定申告と納付の相談を受け付けますので、ご利用ください。

| 開催日 | 受付時間 | 会場 |
|----------|--------------|--------------|
| 2月24日（日） | 午前9時～正午 | はなやか小清水（研修室） |
| | 午後1時30分～午後4時 | 止別出張所 |
| | 午前9時～午後4時30分 | 役場町民生活課税務係 |

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎ (62) 4479

消費生活相談情報

スーパーやコンビニのATMへ誘導する還付金等詐欺に注意！

公的機関の職員を名乗る人物から「医療費の還付金があり、1時間以内に手続きが必要だ。指示する連絡先に電話するように」と電話があった。

指示された連絡先に電話したところ、通帳とキャッシュカードを持って金融機関でないところのATMに行くように言われた。

冷静になって考えてみるとおかしい。



●公的機関の職員を名乗り、医療費や社会保険料等の還付金手続きのためにATMへ誘導して送金させる「還付金等詐欺」が、2012年度においても再び増加しています。

●全国で、地域ごとに短期間・集中的に発生しています。現在、自分の地域で発生していなくても、今後注意が必要です。

●「今日中」「1時間以内」などと還付手続きをせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。

●金融機関のATMコーナーでは声かけを行うなどの振り込め詐欺対策をとっているため、操作の様子が周囲から見過ごされがちなスーパーやコンビニなどのATMへ誘導するケースが目立ちます。

●不審に感じたら、すぐに最寄りの警察署や町民生活課住民活動係【☎62-4472】にご相談ください。